記者発表資料
同時発表：国土交通本省、棚倉町

令和２年１１月２５日
東 北 地 方 整 備 局

福島県棚倉町の「歴史まちづくり計画」認定式の開催

～小林政務官より町長に認定証を交付します～

歴史まちづくり法第５条に基づき、令和２年６月２４日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）による認定を行った福島県棚倉町の歴史まちづくり計画について、下記により認定式を行うこととといたしましたので、お知らせいたします。
（歴史まちづくり法および棚倉町歴まち計画の詳細は別紙参照）

【認定式】

１．日　時　令和２年１１月２７日（金）１４：００～
２．場　所　小林国土交通大臣政務官室
（東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎３号館４階）
３．取　材　・報道関係者に限り取材が可能です。
希望される方は、令和２年１１月２６日（木）１７時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までと、認定式終了後に町長へのぶら下がり取材が可能です。
・当日は、１３：４５までに４階エレベーターホールにお集まりください。
・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取材は各社１名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いします。
・愛知県津島市も同日認定証の交付を受けます。

※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

＜発表記者会＞　宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

＜取材の申し込み先＞
国土交通省　都市局　公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室　石川、中井
TEL：03-5253-8111(内線32983、32986)／03-5253-8954（直通）
FAX：03-5253-1593

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　022-225-2171（代表）
建政部　計画管理課長　宮下（みやした）　浩平（こうへい）　（内線　6121）
計画管理課長補佐　宮本（みやもと）　祐信（よしのぶ）　（内線　6132）

別　紙

○歴史的風致維持向上計画の認定について

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法 ）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成２０年５月に公布され、同年１１月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

※歴史まちづくり法の概要については、下記の国土交通省ホームページをご参照下さい。
http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000003.html

◇東北地方整備局管内のこれまでの認定状況

これまで、東北地方整備局管内では１１都市が認定を受けております。
（全国では８３都市）

	市町村	認定日
1	弘前市	平成２２年　２月　４日
2	白河市	平成２３年　２月２３日
3	多賀城市	平成２３年１２月　６日
4	鶴岡市	平成２５年１１月２２日
5	国見町	平成２７年　２月２３日
6	磐梯町	平成２８年　１月２５日
7	桑折町	平成２８年　３月２８日
8	大館市	平成２９年　３月１７日
9	横手市	平成３０年　７月１１日
10	盛岡市	平成３０年１１月１３日
11	棚倉町	令和　２年　６月２４日

○棚倉町の計画の概要

棚倉町歴史的風致維持向上計画（認定日　R2.6.24）

第２代棚倉藩主丹羽長重（にわながしげ）が築城した「棚倉城（たなぐらじょう）」の城跡である国指定の史跡「棚倉城跡（たなぐらじょうあと）」や陸奥一宮（むついちのみや）である「馬場都々古別神社（ばばつつこわけじんじゃ）」の周辺地域において、 江戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神社に伝えられている神楽や例大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等が位置づけられています。



【棚倉秋まつり】